

滋賀県健康福祉サービス第三者評価事業公表要領

(目的)

第1条 滋賀県健康福祉サービス評価システム推進事業実施要綱第4の規定に基づき、評価結果の取扱いおよび公表方法等に関し必要な事項を定める。

(評価結果の報告)

第2条 評価機関は、評価結果を「滋賀県健康福祉サービス第三者評価結果報告書」(別添)により県に報告するものとする。

- 2 評価結果について、事業者の同意が得られない評価項目等がある場合には、併せてその項目等を報告するものとする。
- 3 第1項による報告は、評価結果の確定後速やかに行うものとする。

(評価結果の公表)

第3条 県は、前条による報告を受け、別紙様式により、次に掲げる事項について評価結果を公表するものとする。

- (1) 事業者情報(法人等名、事業所名、種別、代表者名、定員、所在地等)
 - (2) 第三者評価機関名および評価実施期間
 - (3) 評価項目の評価結果
 - (4) 評価の概要(総合評価、特に評価の高い点、改善を求められる点)
 - (5) 第三者評価結果に対する事業者のコメント
- 2 事業者の同意が得られない評価項目等がある場合においては、前項第1号および第2号のみを公表し、前項第3号、第4号および第5号は公表しないものとする。
この場合「事業者の同意が得られないため非公開とする」旨を付記し公表するものとする。

(評価機関における公表)

第4条 第2条による報告をした評価機関においては、第3条に定める取扱いに準じ評価結果の公表を行うものとする。

(公表期間)

第5条 評価結果の公表は速やかに行うものとし、公表期間は評価実施時の翌年度から起算し5年までとする。

附則

この要領は、平成18年9月14日から施行する。

2020年2月〇〇日

滋賀県知事

三日月 大造 様

法 人 名ニッポン・アクティブライフ・クラブ
ナルク滋賀福祉調査センター
代表者氏名 鎌田 光三 印

滋賀県健康福祉サービス第三者評価結果報告書

第三者評価の結果について、滋賀県健康福祉サービス第三者評価事業公表要領第2条の規定により報告します。

記

- 1 サービス事業者名 社会福祉法人同仁会 滋賀保護院
- 2 評価結果の内容および公表に関するサービス事業者の同意について
 - ・ 評価結果の内容および公表についてサービス事業者の同意を得ています。
- 3 評価結果
別添のとおり (別紙様式を添付)

健康福祉サービス第三者評価結果 公表 共通様式

1 事業者情報

福祉サービスの種別	救護
事業所名	社会福祉法人滋賀同仁会 滋賀保護院
代表者氏名（管理者）	所長 結城 慶一
法人名	社会福祉法人滋賀同仁会
定員（利用人数）	100名（100名）
施設・事業所所在地	滋賀県大津市本宮二丁目6番45号
T E L	077-522-4960
F A X	077-522-0293
電子メール	sigahogoin@ex.bw.dream.jp
ホームページアドレス	http://www.ex.biwa.ne.jp/~sigahogoin/

2 第三者評価機関

第三者評価機関名	ニッポン・アクティブライフ・クラブ ナルク滋賀福祉調査センター
評価実施期間	2020年 1月20日 1月22日

3、 評価の概要

○ 総合評価

当施設の沿革は、昭和4年11月3日、大津市方面委員（民生委員の前身）の手によって、滋賀養老院を創立し三井寺山内の「滋賀育児園」の一部善法院に65才以上身寄りのない男女10名を収容したのが始まりである。その後生活保護法による滋賀保護院設置許可（小関町）で20名、本宮町移転で50名、昭和33年には居宅棟増築し定員100名の委託を受け今日に至っている。

救護施設は生活保護法で定められた「障がいがあるために日常生活を営むことが困難な人を入所させて、生活扶助を行うこと」が本来の目的としながらも、時代変遷とともに、障がい内容が重複したり、新しい範疇の利用者が生まれてきて、最後のセーフティネット機能を受け持つと同時に広範囲な事業活動が求められてきている。そこへ無料低額宿泊所の進出があり、将に救護施設の変革期を迎えている。

当施設は、将にこの変革期に生き残りをかけて様々な方面にチャレンジしようと所長以下全職員が団結して笑顔を前面に多様な支援に取り組んでいる。居宅生活訓練事業、施設通所事業、生活困窮者就労訓練事業に続き退所者を中心に地域の生活困窮者の居場所づくり、さらに災害発生時の要配慮者の避難施設としての協定を大津市と締結するなど、救護施設の持続可能性を追求し、セーフティネットを守ろうとしている集団である。

○ 特に評価の高い点

1、社会的弱者、要配慮者への思いやり

- ・福祉事務所、病院、矯正施設、社協などからの依頼を受け、積極的に生活困窮者受け入れを推進する政策をとっている。特に生活困窮者就労訓練事業認定を受けて、福祉制度の隙間をなくす政策を実行している。
- ・退所者支援やまだ関係がない生活困窮者の居場所づくりとして昨年4月より「たまりばクラブ」を創設し、月1回夕方集合して食材の購入から調理を共にし、20時過ぎまで食事と話し合いを行っている。バーベキューでは一段と親近感が増すなど回を重ねるごとに絆が生まれ、これからも充実した活動となることが期待されている。
- ・災害時の避難施設として近隣の指定場所では、中学校が指定されていた。災害時の要配慮者の福祉避難施設として、手を挙げることを決意し、市と折衝の結果昨年7月に協定が成立した。災害時については、県下に救護施設が5箇所あり、非常災害時相互応援協定を結んでいる。

2、利用者と職員のかかわりについて

- ・所長以下職員はプロ意識に徹し、笑顔で利用者に温かく接する姿は素晴らしく利用者的心に入り込んでいる。
- ・職員が不足している中であって、所長の温かい笑顔、主任や職員の利用者さんが好き、

自分も楽しみながら仕事をしたい、笑顔で接して否定的なことは言わない対応に努めている…等の考え方を聴取し、最後のセーフティーネットという施設利用者に対する温かさを感じる事が出来た。

・利用者アンケート結果の中でQ6キ「体罰や暴力を振るわれたことはない」の肯定回答率が93%を示し、Q6ウ「うるさく文句を言われたことはない」の肯定回答率も83%を示していることが、何よりも所長以下職員の関わりに対する高評価を端的に示している。

・月1回「お話し会」が開かれている。参加者は、利用者60名（不参加者40名）、職員6~7名（所長・指導員・看護師・栄養士・介護主任など）で構成している。所長からは施設の取組、看護師からは日常健康指導、栄養士からは給食関係、主任からは行事予定などを報告し、利用者からは利用者間のトラブルや意見・要望があり都度可能なものは即対応している。その一例として最近では鍋物が出ないとの利用者の声に応じて実現させている。

・退所し地域で生活をしている元利用者が、大工の経験を活かし施設1階ホールや1、2階廊下など腰板を手作りでリフォームし、素晴らしい出来栄になっている。本人は役に立てば良いとして材料費実費だけもらい無料奉仕で完成させている。

・個別支援計画に当たりアセスメントで希望・要望を聞き、日帰り旅行・野球観戦・映画鑑賞等豊富な外出レクリエーション支援を行っている。「自分のお金で自分が計画し自分の足で行きましょう！できない事は職員が手伝います」の言葉掛けで利用者数名が企画し、ボーリングを楽しんだ事例がある。

・利用者の能力に応じ施設内で制作した小物などを地域イベントで販売する等内部・外部就労支援にも力を入れている。販売実績が年々増え、公平な分配金で労働意欲を高めており、廊下の掲示板にその実績を発表している。

3、10年後に迎える設立100周年記念大プロジェクトスタートについて

昭和4年三井寺山内でスタートして今年90年を迎えて、滋賀同仁会で運営している滋賀保護院、隣接している大津老人ホーム、少し離れている特別養護老人ホーム千寿の郷の3施設が共同で、100周年記念事業としてすべて新築しようとの目標の下、ボトムアップ方式でプロジェクトチームを立ち上げた。若い職員の参加を推奨し、会合を持つ度に検討内容を全職員に報告している。

○ 改善を求められる点

1、手順書の早期作成を実現してほしい

福祉サービスを提供していることから、職員に一定の基準を示すことが重要で、OJTで蓄積したノウハウを整理した内容を中心に、各種規定やマニュアル類を閉じこむファイルとして、職員全員に1冊ずつ配布する形式が望まれる。変更時には、そのページだけを差し替えれば、常に最新の手順書・マニュアル集・規定集として使用可能となる。

「介護実習受け入れ業務」も内容は最高のものであるのに、添付する関連資料名は記入されているが、使用する場合はいちいちそれを探さねばならないのが惜しい限りである。出来るものから順次作成しファイルして行く様期待したい。冊子作成を前提に述べて来ているが、

これからの情勢も考えて、単に冊子だけでなくデジタル対応も考慮して進めてほしい。

2、研修内容の充実と受講数引き上げ

人材不足の中で、受講したケースを見ると職員会議で口頭報告し、そのあと報告書を作成し全職員に回覧しサインあるいは印鑑が押されている。情報共有できる最善の方法で実行されていることは素晴らしいが、報告に時間がかかりすぎる点を簡素化して、必要な職員に必要な研修が受講しやすくなる方法を考えてほしい。受講する場合は、スキルアップを目標に数年レンジで管理できる個人別研修受講表を基に実施されることを期待したい。

3、利用者アンケート結果から読み取れる内容について

・「食事についてあなたの好みや思いを聞いてメニューに反映してくれていますか？」というQ15の肯定回答率が24%とアンケートの中で最低結果となっている。限られた予算内で十分満足してもらえることは困難だが、なにか観点を变えて、生協や近くの農協、コンビニ等との特別連携から原材料の無料提供や安価仕入れなどの可能性にチャレンジできないか検討願いたい。

・Q13「地域での自立についてあなたの思いを聞いてくれますか？」の肯定回答率が34%と低く、自立に向けての考えや思いのずれ違いが生じていないか検討願いたい。

4、機能訓練の支援が出来ないか

・事故報告やヒヤリハットの中で転倒事故や服薬の忘れ等があげられている。高齢化が進む中で、ベッドや車いすに座り切りの利用者が、これから増加することは避けられない。利用者の日常生活動作（ADL）の機能低下を防ぐために、理学療法士の指導や機能訓練器具を用いて、利用者の機能を現状維持することはできないか、検討して欲しい。

4、 第三者評価結果に対する事業者のコメント

当施設の生活困窮者支援や退所者支援、さらには職員の仕事に対する取り組み姿勢などに高い評価をいただき、大きな励みとなりました。しかしながら、仕事の基本である手順書（マニュアル）の不備など、課題も多く指摘いただいたので、これらの改善に向けて組織を挙げて取り組んでまいります。

